

競 技 規 定

1. 選手資格

- ・小祿地域に在住する市民とする。

2. 出場種目限度

- ・より多くの市民の参加を図るため原則として、演技種目の出場制限は行わないものとする。

3. 選手召集時間

- ・選手召集は競技開始10分前に完了し、集合しない者は出場資格を認めない。

4. 選手変更

- ・選手変更は、当該競技開始30分前までに、各自治体・団体選手係が本部選手係にその変更を届けなければこれを認めない。

5. 継走競技出発規則

- ・出発の際の失策は2回迄は認め、3回を演じた選手に対しては失格とする。

6. 得 点

- ・各種目の得点は参加チーム数により配分する。

7. 禁止事項

- ・全種目ともスパイクの使用を禁ずる。